

横浜市市有建物を活用した障害者雇用創出・就労啓発事業における  
運営事業者選定委員会設置要綱

制定 平成 29 年 1 月 25 日 健障企第 2332 号（局長決裁）

（趣旨）

第 1 条 横浜市市有建物を活用した障害者雇用創出・就労啓発事業実施要綱に基づき、市有建物を活用して障害者の就労の場を創出し、かつ障害者雇用の啓発を行う運営事業者を、公平かつ適正に選定するため、横浜市障害者施策推進協議会運営要綱第 5 条に定める横浜市障害者施策推進協議会（以下「協議会」という。）の部会として設置する横浜市市有建物を活用した障害者雇用創出・就労啓発事業における運営事業者選定委員会（以下「委員会」という。）を設置するにあたり必要な事項を定める。

（委員会の所掌事務）

第 2 条 委員会は、次の各号に定める事項について審議するものとする。

- (1) 募集要領の内容
- (2) 運営事業者の選定方法
- (3) 運営事業者の選定
- (4) その他選定に関すること

（委員会の組織等）

第 3 条 委員会の委員は、市長が委嘱した学識経験者、地域福祉関係者、労働行政関係者、弁護士及び公認会計士をもって構成する。ただし、委員には協議会委員を含むものとする。

- 2 委員会に委員長を 1 人置く。
- 3 委員長は、委員の互選により定める。
- 4 委員長は、委員会の会務を総理し、委員会の議長となる。
- 5 委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、委員のうちから委員長があらかじめ指名する者がその職務を代理する。

（任期）

第 4 条 委員の任期は、1 年までとする。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

（会議の開催及び議決）

第 5 条 委員会は委員長が招集する。ただし、第 3 条第 2 項に定める委員長が置かれるまでは、市長が招集する。

- 2 委員会は委員の過半数の出席がなければ開催することができない。
- 3 委員会において議決をとる場合は、出席委員（委員長を除く）の過半数を持って決し、可否同数の場合は、委員長が決する。

（関係者の意見聴取）

第 6 条 委員長は、委員会において必要があると認めるときは、横浜市障害者施策推進協議会条例第 6 条に基づき関係者の出席を求めて、その意見又は説明を聞くことができる。

(委員の責務)

第7条 委員は、第2条に定める職務を常に公正、公平に行わなければならない。

2 委員は、直接間接を問わず、応募した者及び応募することが見込まれる者と、選定に関して接触してはならない。

3 委員は、応募した者との関与の有無について、確認書（第1号様式）を提出しなければならない。

4 委員は、前2項及び3項において応募した者との関与が認められる場合、その他公正、公平又は中立を妨げる事情があると認められる場合は、その職を辞さなければならない。

3 委員は、委員会を通じて知り得た個人情報を公表してはならない。その職を退いた後も同様とする。ただし、横浜市及び委員会が公表した情報については、この限りではない。

(庶務)

第8条 委員会の庶務は、健康福祉局障害企画課において行う。

2 事務局員、その他委員会に出席した者は、委員会を通じて知り得た情報を公表してはならない。ただし、横浜市及び委員会が公表した情報については、この限りではない。

(その他)

第9条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関して必要な事項は、委員長が別に定める。

附 則

(施行期日)

この要綱は、平成29年1月25日から施行する。

## 確 認 書

私は、横浜市市有建物を活用した障害者雇用創出・就労啓発事業における運営事業者候補の選定にあたり、次のことを確認します。

- 1 私は、過去5年以内に応募した者の役員等であったことはありません。
- 2 私の父母、祖父母、配偶者、子、孫又は兄弟姉妹に、過去5年以内に応募した者の役員等であった者はいません。
- 3 私は、横浜市市有建物を活用した障害者雇用創出・就労啓発事業における運営事業者候補の選定に関し、応募した者（応募した者から依頼を受けた第三者を含む。）から金銭、物品その他の利益を受ける、もしくは受ける約束をしていません。
- 4 私は、応募した者に対し請負をする者もしくはその者の役員等ではありません。
- 5 私は、中立公平な審査、選定を行います。

平成 年 月 日

横浜市長

（署名または記名・押印）

氏 名